

# いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 4 月

静岡県立沼津商業高等学校

## 目 次

はじめに	.....	1
第1章 基本的な考え方	.....	1
1 いじめの定義		
2 いじめの理解		
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方		
第2章 組織の設置	.....	2
1 組織名		
2 構成員		
3 役割		
4 対応段階による組織		
第3章 いじめの防止及び対応	.....	3
1 いじめの防止		
(1) 集団作りのための各種行事		
(2) 信頼作りのための取り組み		
(3) いじめ防止講演会・講習会等		
2 いじめの早期発見	.....	4
3 いじめへの対応	.....	4
4 重大事態への対処	.....	5
(1) 重大事態の定義		
(2) 調査及び報告		

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。更にその子どもの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、まさに人権に関わる重大な問題である。

本校は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安心・安全な学校を創るべく、ここに「いじめの防止等のための基本的な方針」を定める。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する等当該生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報機器・情報端末を通じて行われるものを含む）で、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめの具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられる

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団からの無視をされる。
- ・体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（軽いもの、遊ぶふりによるものも含む）
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・インターネット等の情報機器・情報端末を通して誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・複数の生徒が結託する、明らかに優位な力関係にある等の状況下で一方的に不快な行為を受ける。 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

### 2 いじめの理解

本校においてはいじめについて次のように考える。

- (1) いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものである。
- (2) いじめは時として生命又は心身に重大な危険を生じさせるものである。
- (3) 多くの生徒が入れ替わりながらいじめる側、いじめられる側両方の立場を経験することもある。
- (4) はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長することがある。

- (5)いじめは周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
- (6) いじめは規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起きることがある。
- (7) いじめは仲良しグループの中で起きることも多い。
- (8)いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことが時としてある。
- (9)いじめている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことが時としてある。
- (10) 学校や教員の側にいじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があればいじめについての情報が生徒から寄せられることが多い。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることであり、時として生徒の生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

以上のことを踏まえ、本校の体制を構築し、いじめを許さない学校づくりに取り組みます。

#### (1) 未然防止

集団の中で多くの関わり合いを通して、自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育て、よりよい人間関係をつくり上げていきます。

→ 講演会、学校行事、特別活動、ボランティア活動、その他の活動

#### (2) 早期発見

学校・地域・家庭が連携・協力していきます。学校ではいじめを訴えやすい機会や場をつくり、家庭では日ごろの対話や態度などから子どもの変化を見逃さず、地域ではいじめの事実を知ったり、目撃した場合に素早く家庭や学校との連携がとれる等、連携・協力していきます。

→ アンケート、教員の観察、生徒が申し出しやすい環境づくり

#### (3) 早期対応

いじめが発見された場合、深刻な事態にならないよう、学校・家庭・地域等が連携・協力し、速やかに対応します。

状況によっては警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携します。

→ 教員、生徒、保護者、外部関係機関

#### (4) 重大事態への対処

生徒の心身に重大な被害が生じたり、欠席が長期に及ぶ等、重大事態が発生した場合。

→ 静岡県教育委員会に速やかに報告、同時に調査し事実関係を被害生徒・保護者に報告

## 第2章 組織の設置

- 1 組織名 『いじめ防止対策委員会』

## 2 構成員

校長、副校長、教頭、生徒課長、各学年主任、教育相談係、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、医師、警察関係者等を加える。

## 3 役割

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめへの組織的対応
- (3) いじめに関する情報の集約と共有化
- (4) 教職員の資質向上のための校内研修
- (5) 年間計画の企画と実施
- (6) いじめ防止等の取組についてのP D C Aサイクルでの検証
- (7) いじめ基本方針の見直し

## 4 「対応段階」における組織

いじめの原因、形態、発覚の経緯は多様であるため、いじめの実態に応じて既設の以下の組織を柔軟に活用して対応するものとする。

- (1) 学年部、担任、部活動顧問
- (2) 生徒課又は生徒課が主催する生徒指導会議
- (3) 教育相談
- (4) 特別支援教育委員会
- (5) スクールカウンセラー
- (6) その他、いじめの実態に応じて対応すべき組織（外部機関を含む）

## 第3章 いじめの防止及び対応

### 1 いじめの防止

集団の中で規範意識を醸成し、互いの信頼関係の下で、他者尊重、自尊意識を高めることがいじめの防止につながると考える。

#### (1) 集団作りのための各種行事

1年生：宿泊研修（4月）、紫旆祭（6月）、野球応援（7月）、合唱コンクール（10月）、球技大会（12月）、芸術鑑賞会（1月）、マラソン大会（2月）

2年生：遠足（4月）、紫旆祭（6月）、野球応援（7月）、合唱コンクール（10月）、修学旅行、球技大会（12月）、芸術鑑賞会（1月）、マラソン大会（2月）

3年生：遠足（4月）、紫旆祭（6月）、野球応援（7月）、合唱コンクール（10月）、球技大会（12月）、芸術鑑賞会（1月）

※これらとは別に、各クラスにおいて集団作りを目的としたLHR活動を行う。

#### (2) 信頼関係作りのための取り組み

全学年：面接（4月、7月、9月、12月、2月の年5回、面接週間を設置し担任が全員と面接を行う。）

※これとは別に担任、部活動顧問、教科担当、学年主任等が必要に応じて適宜面接を行う。

(3) いじめ防止講演会・講習会等

全学年：人権教育講習の時間をLHR内で年1回以上行う。

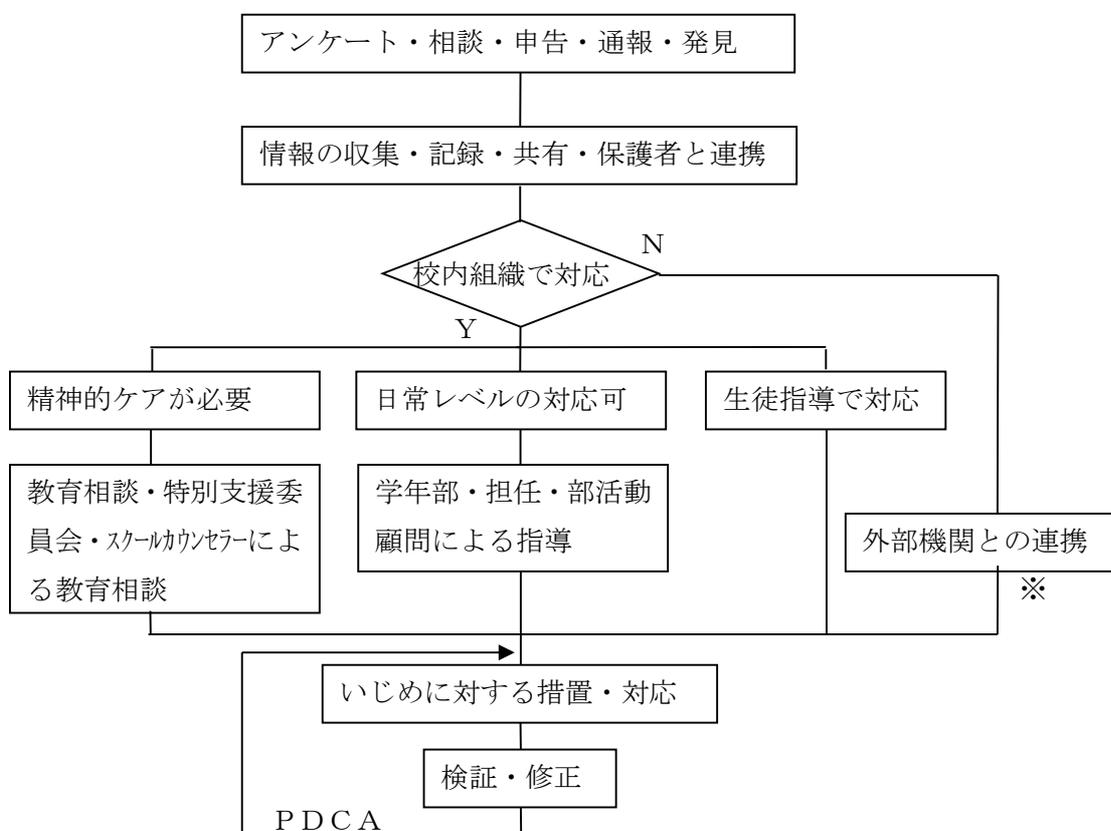
いじめ防止講演会

2 いじめの早期発見

いじめには様々な原因や形態があるため、いじめを早期に把握するためには複数のルートや場を用意する。

- (1) 担任、副担任、教科担当、部活動顧問、学年主任等の日常的に生徒に接する職員による観察
- (2) 面談等を活用した積極的な情報収集
- (3) 保健室に来室した生徒の観察等
- (4) 生徒・保護者からの情報提供（情報をした生徒を守ること）
- (5) 年2回（9月及び2月）にアンケートを実施する。
- (6) スクールカウンセラーによる教育相談
- (7) 警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供

3 いじめへの対応



※重大事態であると認められた場合

(近隣の連携先外部機関一覧)

- 沼津警察署生活安全課
- 沼津市社会福祉協議会
- 東部児童相談所
- 静岡総合庁舎内教育相談班

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の定義

①いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認知したとき。

具体的には次のような例が考えられる。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な損害を負った場合
- ・金品等を奪い取られた場合
- 等

②欠席の原因がいじめと疑われるもしくはいじめが原因で一定期間(30日程度)連続して欠席しているとき。

③子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

##### (2) 調査及び報告

###### ①調査

重大事態を認知した場合には静岡県教育委員会に速やかに重大事態の発生を報告するとともに、以下のような調査を行う。

ア いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行ったと思われる生徒への聞き取り  
イ いじめを受けた生徒及びいじめを行ったと思われる生徒の担任、部活動顧問への事情確認

ウ 該当クラス、該当部活動、該当学年、全校生徒等へのアンケート調査

なお、調査に当たっては、生徒の尊厳、保護者の気持ちや要望に十分配慮する。また、安易に因果関係を特定することなく、客観的な事実関係を明確にすることを第一義とする。また、静岡県知事が再調査の必要があると認めたときは、その判断と指示に従い、再調査に可能な限りの協力をする。

###### ②報告及び情報提供

調査の結果については以下のような報告及び情報提供を行う。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。

イ 静岡県教育委員会に調査結果を報告する。

ウ 必要に応じて、学年集会、全校集会、保護者会において調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。

エ 報道機関への情報提供が必要となったときには、断片的な情報による誤解や報

道の結果生じる様々な悪影響に配慮しながら、静岡県教育委員会と連携を取りつつ情報を提供する。